

国勢調査令の一部を改正する政令参照条文

○国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）

（調査事項）

第五条 国勢調査は、次に掲げる事項（法第五条第二項ただし書の規定により行う国勢調査にあつては、第一号リ及びヨ並びに第二号ニに掲げる事項を除く。以下「調査事項」という。）を調査する。

一 世帯員に関する事項

イ Ⅰヨ （略）

二 世帯に関する事項

イ 世帯の種類

ロ 世帯員の数

ハ 住居の種類

ニ 住宅の床面積

ホ 住宅の建て方

（国勢調査指導員及び国勢調査員）

第六条 （略）

2 Ⅰ4 （略）

5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る識別符号（総務大臣が世帯を識別するために付した符号をいう。第九条第一項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、調査票の配布、取集及び記入並びに調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

（調査の方法）

第九条 国勢調査は、次の各号に掲げる期間内において、当該各号に定める方法により行う。

一 調査年の九月十日から同月二十日（総務大臣が同日までにこの号に定める方法により調査事項に係る情報

を受信した後、調査時における調査事項に係る情報に変更が生じた世帯にあつては、当該調査年の十月二十日)までの期間 国勢調査員又は第六条第六項の規定により同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員(以下「国勢調査員等」という。)が識別符号を記載した書類を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 調査年の九月二十六日から十月二十日までの期間 次に掲げるいずれかの方法

イ 国勢調査員等が調査票を世帯(総務大臣が当該調査年の九月二十日までに前号に定める方法により調査事項に係る情報を受信した世帯を除く。ロにおいて同じ。)ごとに配布し、及び収集する方法

ロ 国勢調査員等が調査票を世帯ごとに配布し、及び総務大臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(次条第三項第三号において「郵便等」という。)により当該調査票の提出を受ける方法

2 世帯員の不在等の事由により前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、国勢調査員等が同条第二号に掲げる期間内において第五条第一号イ及びロ並びに第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問し、これに基づいて調査票に記入する方法により国勢調査を行うことができる。

3 (略)

(報告の義務及び方法)

第十条 国勢調査に当たっては、調査事項のうち、第五条第一号に掲げる事項については世帯員が、同条第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者が、それぞれ報告しなければならない。

2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わつて当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる国勢調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 前条第一項第一号に定める方法 世帯員又は世帯主若しくは世帯の代表者に準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 前条第一項第二号イに掲げる方法 第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び国勢調査員等による当該調査票の収集に応じる方法

三 前条第一項第二号ロに掲げる方法 第五条第二号イ及びホに掲げる事項について国勢調査員等の質問に答え、その他の調査事項について調査票に記入し、及び当該調査票を総務大臣に郵便等により提出する方法

(未調査等の場合の措置)

第十一条 第四条に規定する者(以下この条において「調査対象者」という。)について、第九条第一項に規定する方法による調査が行われなかつたとき、又は同項に規定する方法による調査が重複して行われたときは、当該調査対象者を構成員とする世帯の世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、その旨を総務省令で定める期限までに、市町村長に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により調査が行われなかつた旨の届出があつた場合には、市町村長は、当該届出に係る調査対象者について、総務省令で定める期限までに、第九条第一項又は第二項に規定する方法による調査を国勢調査員等に行わせなければならない。

(調査の期間等の変更)

第十一条の二 市町村長は、天災その他避けることのできない事故により第九条第一項各号に掲げる期間又は前条各項の期限までの間(第三項及び第四項において「調査の期間等」という。)に国勢調査を行うことが困難な場合には、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたときは、対象となる地域を指定して、調査の期間等を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により調査の期間等を変更したときは、直ちに、対象となる地域及び変更後の調査の期間等を告示しなければならない。

(事務の委託)

第十二条の三 総務大臣は、次に掲げる施設の区域を区域とする調査区について、第六条第五項の規定により国勢調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

一 共同住宅又は長屋

二 学校等に在学している者が通学のために宿泊している寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設

三 社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る

施設をいう。)その他これに類する施設で総務省令で定めるもの(入所により利用されるものに限る。)

四 病院又は診療所

五 船舶

2・3 (略)

4 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第九条第一項第一号	国勢調査員又は 国勢調査員等	委託管理団体又は 委託管理団体等
第九条第一項第二号及び第二項、第十条第三項第二号及び第三号、第十一条第二項並びに第十二条第一項及び第三項	国勢調査員等	委託管理団体等
(略)	(略)	(略)

○ 統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二・三 (略)

5 (略)

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7・12 (略)

(国勢統計)

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行

- い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。
- 2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。
- 3 （略）

（地方公共団体が処理する事務）

- 第十六条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

（命令への委任）

- 第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

○民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 5 （略）

- 6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

7 8 （略）

- 9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

(郵便法の適用除外)

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 三 (略)

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者(外国の法令に準拠して外国において信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。)が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合